

第百三十四回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第一一 号

平成七年十月十九日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 大木 正吾君

理事 久野統一郎君

理事 渡辺 省一君

理事 今井 宏君

理事 山元 勉君

安倍 晋三君

小此木八郎君

佐藤 信二君

武部 勤君

虎島 和夫君

石田幸四郎君

塚田 延充君

野田 佳彦君

五十嵐広三君

中島 章夫君

岡崎 宏美君

出席國務大臣

國務大臣

(内閣官房長官)

國務大臣

(総務庁長官)

國務大臣

(防衛庁長官)

出席政府委員

内閣法制局第一

部長

津野 修君

人事院総裁

弥富啓之助君

人事院事務総局

給与局長

小堀紀久生君

宮内庁次長

鎌倉 節君

総務庁長官官房

長

河野 昭君

野坂 浩實君	藤島 正之君	防衛庁参事官	藤島 正之君
江藤 隆美君	萩 次郎君	防衛庁人事局長	萩 次郎君
松本 善明君	宝珠山 昇君	防衛施設庁長官	宝珠山 昇君
唐沢俊二郎君	朝日 信夫君	自治省行政局行	朝日 信夫君
鈴木 俊一君	松下 英彦君	政課長	松下 英彦君
津島 雄二君	内閣委員会調査	室長	内閣委員会調査
蓮実 進君	補欠選任		
目沼 次郎君	小此木八郎君		
中井 洽君	安倍 晋三君		
弘友 和夫君	武部 勤君		
田口 健二君	進君		
松本 善明君	勤君		

委員外の出席者

自治省行政局行 朝日 信夫君
政課長 松下 英彦君
内閣委員会調査 室長

委員の異動

十月十九日

辞任

武部 勤君

蓮実 進君

同日

辞任

安倍 晋三君

小此木八郎君

同日

補欠選任

武部 勤君

進君

勤君

補欠選任

進君

進君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

勤君

本日の会議に付した案件

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

防衛庁の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

行政機構並びにその運営に關する件

○大木委員長 これより會議を開きます。行政機構並びにその運営に關する件について調査を進めます。

この際、宮内庁から發言を求められておりますので、これを許します。鎌倉宮内庁次長。

○鎌倉政府委員 宮内庁次長の鎌倉でございます。

本日は、お許しをいただきまして、最近報道されております宮内閣に關する金員の授受につきまして、概要の御説明を申し上げます。

まず、高松宮家におきましては、大津市宮びわこ競輪で毎年開催されております高松宮杯の關連で、大津市、滋賀県及び近畿自転車競技会から昭和四十六年度から平成六年度までの間に一億二百七十五万円を授受されておりました。同じく住之江競艇場で毎年開催されております高松宮記念特別競走の關連で、大阪競艇施行者協議会から、昭和五十三年度から平成六年度までの間に二千万円を授受されておりました。

また、寛仁親王家におきましては、前橋市宮競輪で毎年開催されております寛仁親王牌世界選手権記念トーナメント競輪の關連で、前橋市及び関東自転車競技会から平成四年度から平成六年度までの間に二千二百万円を授受されておりました。

以上の金員の授受につきましては、いずれも皇室經濟法及び皇室經濟法施行法に定める一定額を超え、国会の議決も経ていないことから、高松宮家においては十月二日及び三日に、寛仁親王家においては十月六日、それぞれ授受された金員を全額關係地方公共団体等に返還されたところであります。

宮内庁といたしましては、本件についてはまことに遺憾に思っております。このようなことが再び繰り返されぬよう、日ごろから宮家のお世話に最善の努力を行ってまいります所存でございます。

宮内庁では、今日まで他の宮杯を含めて調査を行ってまいりましたが、一回限りのものや現在授与がなされてないもの等を除いて、芸術、文化、スポーツ、福祉、産業等の各般の分野にわたります。常陸宮家關係が七件、秩父宮家關係が四十五件、高松宮家關係が三十七件、三笠宮家關係が十三件、寛仁親王家關係が二十六件、桂宮家關係が二件、高田宮家關係が十二件の宮杯をお出しになっておられますが、この關係で先ほど申し上げましたもの以外に法に抵触するものはないものと承知しております。

現時点におきましては、以上のとおりであります。この種事案の重要性にかんがみ、引き続き調査を続けてまいりたいと存じます。

この場をおかりいたしまして、御説明を申し上げます。次第でございます。

○大木委員長 次に、内閣提出、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員に關する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮路和明君。

○宮路委員 おはようございます。私は自由民主党の宮路和明でございます。今回の公務員の給与改定に關連いたしまして、給与の問題、そして公務員の人事管理の問題、また自衛官の皆さんの職場環境、生活環境の問題、こういった問題について、江藤総務庁長官を初め、政府当局の皆さんに質問をさせていただきます。と思います。

まず最初に、人勅の取り扱いであります。これは平均〇・九%アップということでありまして、けれども、その取り扱いの経過を見ますと、閣議決定にいたしましたもろいのはまた法案の提出、いずれも例年にならぬ迅速な処理であるわけでありまして、きょうこうして法案を審議するとい

うのも、今までから比較しますとこれまた大変速いスピードである、こういうことであります。

ところが、現在我が国が当面します財政状況というものをみてみますと、国債残高も、平成七年度第二次補正後は二百二十兆円を超えるというような巨額な国債残高が見通されておられ、また公債の利払い率も、平成七年度一六・四％だ、こういう数字が出ておられます。

かつて人勸の実施が見送られた年も実はあるわけでありまして、過去の歴史を振り返って見ますと、昭和五十七年には四・五八％の人事院の勧告に対してこれは完全に実施を見送った、また五十八年は六・四七％の勧告であったのが実施は二・〇三％、五十九年も六・四四％の勧告であったものが実施は三・三七％、こういうことであります。

むしろ財政状況からいえば、我が国の現状は当時よりもあるいはもっと厳しいかもしれない。また、経済の状況も、御案内のように大変な不況が続いておるわけでありまして、一般の産業界、経済界はリストラに本当に懸命に取り組んでいる。そういう厳しい状況の中、財政事情あるいは経済の実態、そういう中で、人勸は〇・九％ということでありまして、これをいち早く完全実施ということとして作業を着々と進めてきておられるわけでありまして。

そうした背景、人勸の重要性というのほもちろんよくわかるわけでありまして、またその早期完全実施というのは確かに基本的にはいいことだといふふうに思われるわけでありまして。そういうことで取り進められてまいった政府としての認識あるいは背景といえましょうか、これは江藤総務庁長官の極めて卓越したリーダーシップというものもあるかといふふうに思われるわけでありまして、ひとつその辺を長官にまずお話を賜りたい、このように思います。

○江藤國務大臣 この人勸制度というのは、もう御承知のように、労働権が制約されるわけですから、人事院という第三者機関で公平に勧告を願

う、政府はそれをやはり実施していく責任を片方では負うということでありまして、実を言いますと、八月一日に人事院の勧告を、〇・九％引き上げをいただきました。考え方によっては、せっかくの制度だからすぐに、それを受けたら直ちにやっていたいではないかという意見もあります。あるいは今おっしゃる通りに、民間が不況のときに公務員だけはやっていいのかわという意見もあります。

御案内のように、民間の企業五千社、それから事業所七千五百、百人以上の従業員のところを調べさせていただいた結果、大体、初任給の引き上げを見送ったものがその中で二％、それから給与改定を、ベースアップを見送ったのは一％。不況であるといえながらやはり従業員というものは、これは子供も育っていくし住宅ローンも払う、いろいろな物入りの多いときでありますから、苦しい中にも職員の特遇改善等については民間も十分配慮されておるな、こういうこと等も実は考えながら、とにかくにも大学生の就職率が極めて悪いなどという話もずっと聞いておったわけですから、鋭意それらのことを注意しながら見守ってきたわけでありまして、民間の調査等もまとまりましたから、予算上は一・五％、その中の今回は〇・九％の引き上げ勧告でありますので、これを実施することが適当であろう、これらのものは作爲的に時期を延ばすべきではないということと、去年は十月四日でしたが、今回は早目に処置をさせていただいた。

ただ、これで済むことではありませんが、これは与えられた行政改革の問題や、綱紀粛正やら、あるいはまたもろの公務員としてのモラルを高めて、せっかく国家財政厳しいときに、わずかではありますけれども引き上げを政府が決断をしたという、この真意を公務員諸君が理解をいただいで、より一層職務に励まれるように心から願っておるものであります。

○宮路委員 よくわかかったわけですが、今長官からお話がありましたように、政府は、この

給与改定に関する取り扱いの閣議決定を行う際にいろいろとの中で述べていることがあるわけでありまして。

今お話のありました綱紀粛正の問題あるいは行政改革の問題、行政の合理化の問題、効率化の問題、そういったことをいろいろとうたつてあるわけですが、閣議決定の中では「人事管理の適正化等行政の合理化、効率化を積極的に推進する」、人件費の累増を厳に抑制するためそういうことに取り組んでいくんだ、こういうことを言っております。

また、その日に官房長官の談話が出されました、「公務員諸君は、今回の決定が以上のような趣旨に基づくものであることを十分理解され、国民の信頼にこたえ、公務効率及び行政サービスの一層の向上を図る」というような、そういうことを期待する、そういう声明も出されておるわけでありまして。

ところが、御案内のように、今公務員をめぐる情勢、官官接待の問題が大変マスコミをにぎわせておる、あるいはまた、この間は会計検査院の皆さんの接待問題も国会でも取り上げられて、また某省の高級官僚といえましょうかの不祥事件もこままた大変世間を騒がせたような状況でありまして、いろいろとにぎわしておるわけでありまして。

そういう中、私は鹿児島の出先ですが、江藤大臣のすぐお隣でありますけれども、地方の活性化のために我々も頑張らなければならないといふことで、地方の行政機関の出先の方へもよく地元の方と一緒に陳情に行ったり要請に行ったり現地の事情を説明に行ったりいろいろのことをやっている。その中で、私そういう活動を通じて非常に痛感いたしましたことは、地方の出先の皆さん方の長の在任期間というのが極めて短い、行きたびに人がかわっている、そういう実態なんですね。

それで、私どういふことになっているかと思つて、各機関の出先の、私がかねて行く、そういうところの在任期間というのを調べてみましたので

が、大蔵省でいいますとこれは過去五代平均してそれらの人が一人どのくらい在任したかということと比べて調べてみたのですけれども、大蔵省の九州財務局長は、これはやや長くても、平均、それから福岡国税局長は十一月で平均、平均、それから熊本国務局長は一年、鹿児島財務局長、私ども時に行くのですが、これはすべて一年でこのところずっとときている。

それから、農水の関係は、農政局長一年四月、営林局長一年九月、鹿児島食糧事務所長一年六月、あと郵政省の九州郵政局長は一年二月、運輸省の九州運輸局長一年三月、労働省の鹿児島労働基準局長一年七月、建設省の九州地建の局長が一年四月、通産省九州通産局長は一年二月、建設省の鹿児島国道事務所長が二年五月、あととはみんな二年弱。大ざっぱに言えば一年そこそこでみんな交代しているというのが実態なんです。

ですから、就任してあいまつ回りに自分の管内へ行く、そしてそそろると、少しは地理がわかった、事情がわかったかなということになってくると、今度は辞任の辞令が来て辞任のあいさつに出かけていかなければならない、こういう状況であります。

それで、私も、これでは本当に、この人事というのはい、地方ですと地方をずっとくまなく回ってよく勉強するためにはこんな期間ではとても短過ぎる、これでよく行政ができるものだ、まさに地方重視というのはい、こういうところに端的にあらわれているのじゃないかなと思つておる。ですから、当の本人に聞いてみても、その人たちに聞いてみても、自分たちも実は困っている、本当はもっともともと長くいて地方のことをしっかりと勉強し、地方のお役に立ちたいという思いで赴任してくるのだけれども、短期間で帰されてしまふ、そして、自分たちも本当に面目ないと思つておる、そういう声を当の本人たちからも聞くわけでありまして。

まして、行政の対象となる地域住民の皆さんは、一体何をしに九州まで、あるいは鹿児島まで来ているのかね、そういう不信の念をみんな抱いている。まさに公務員のための人事であって、公務員組織のための人事であって、地方のための、国民のための人事ではない、こういうことは端的に言えるというふうに私は思うのです。国益よりも省益優先という言葉が一時はやりましたけれども、そういうことがここにあらわれている、その一端だ、こういうふうに通じておられるわけです。

細かいことをいいますと、引越料も、これは往復ですね、東京から鹿児島へ来る、鹿児島から東京まで、これは全部税金でやっているはずなんです。そうすると、先ほどの行政経費、行政経費といいますが、これも多分人件費に当たるといふふうに思うのですが、こういったものの、人件費に当たらないのでしょうか、いずれにしても、行政経費のむだということにもこれは直結していくわけでありまして、そういった面からこれは大変な問題を抱えているというふうに思うのです。

そこで、これらの人事権は、各省庁の大臣に任命権があることは私も承知しておりますけれども、しかし、これは各省庁がばらばらにやっているがゆえにまたこういうことになっているという面もあるわけでありまして、やはり今後しっかりとこうした実態をよくよく精査して、本当に行政サービスの向上を図る観点からどういった人事が適当であるかということをも十分検討していただいて、そういった統一の方針のもとにやっていた必要があるのじゃないか。

そうすると、これはやはり人事局というものがあ、各省庁が行う人事の総合調整という権限を持っておられる総務庁の方でしっかりと方針を打ち出していただくのが私はいのじやないかな、こう思っております。特に江藤長官は宮崎の御出身であり、九州の代表であり、地方の代表であるわけでありまして、この時期をとらえて、何か

的確な方針というものを勇断を持ってひとつ打ち出していたらどうか、そういうことが必要ではないかな、こういうふうに通じておられるのですが、その点どうでありましょうか。

○江藤國務大臣 ただいまの御意見は、これは実感のそのまま伝わってくる話でありまして、こんにちはというのと、さようならというのが一緒のあいさつになってしまふ。どんな頭のいい人で、一年ぐらいでその任地の、土地の風土、習慣あるいは事情というものがわかるはずがない。

ですから、例えば建設省の所長たちがおりますが、県内の道路事情は私の方がはるかに詳しいと思っております。私の半分も知りませぬ。それは一回りするのになんか簡単に打てるものではない。その展望もあるわけですから、そういうことをしっかりとのみ込んで指導者としてやっていくかなければならぬ者が次々にかわっていくというのは、私は、やはりこれは中央官庁の、いわゆる自分たちの都合による人事の異動であると思わざるを得ない。

これから地方の時代、地方分権と言われるときでありますから、しっかりと任地において根を生やして、思う存分働く場所を与えてこそ、公務員としての役割が果たせると思っております。

私の宮崎県に農林省から出向してありますある課長が、亡くなるまで名譽員みたいな扱いを受けました。これはもう非常な優秀な人材で、本当に地元で溶け込んで、そして農林省に帰っても、自分のかつての任地のために一生懸命働いた。やはりそういう人材をつくるのが中央と地方との関係をより密にし、また行政効率も上げるものであると思っております。

もちろんおっしゃる通りに、人事のことにつきましては所管大臣がこれは所管することでありまして、総合調整官庁として総務庁には人事局が仰せのようであるわけでありまして、これは大事な問題として受けとめて今後十分検討させていただきます、こう思っております。

○宮路委員 大変力強い御答弁をいただきました。本当にありがとうございます。ぜひそういう方針でお取り組みをいただきたいというふうに通ずるものであります。

次に、もう一つ人事に関連した問題を御質問させていただきます。これは国家公務員の皆さん、特に昔は上級職、今は一職と言っているようでありまして、その合格で入ってこられた公務員の皆さんの退職年齢が、ますます高齢化が進む中であって一向に、それに合わせた対応ということではなくて、大変早過ぎる退職をずっと繰り返している。これはこの間の委員会でも山元委員からも何か御指摘があったというふうに通じておるところであります。

もう既に六十歳定年制がほとんど定着をして、次は六十五歳定年制が導入必至だ、そういう状況であります。ところが公務員の皆さんは、これも組織による都合ということのようでありまして、組織の都合で五十歳前後で肩たたきをされて、どんどん退職を促している。

私は、地方公務員はどうかと思つて地方公務員を調べてみたのですが、地方公務員は六十歳定年であることは国と同じであります。法律上の定年は六十歳であります。これは実態はどうなっているかといえますと、地方公務員は、幾ら幹部であつてもこれは五十八歳が一番若い。肩たたきをされて退職するのが五十八歳が一番若いというのが地方公務員の実態であります。ですから、国家公務員と地方公務員は、同じ公務員でもそれだけギャップがあるわけでありまして。

これも退職される公務員の皆さんがいきつに來られるものですから、随分早いんだねということも聞いてみますと、そうなんです、私ももともと公務員として頑張ってきた。自分の能力が、まさに公務員として発揮するために難しい試験を受かかって入ってきたのだ、それがまだ働き盛りの五十歳になるかならないか、肩たたきされて、公務員でなくなってしまう。そして、いわゆる天下りみたいなことがそこに待ち受けておられる

けであります。本人も決してこれはラッキーではない。組織のために自分の能力の発揮の場を途中で放棄せざるを得ないということになっている。そして、やめた後はどこかに就職せざるを得ないわけでありまして、先ほど申し上げたような、いわゆる俗っぽい言葉で言えば天下りというように、なことにどうしても向かっていかざるを得ない。

十月十四日、ついでこの間の新聞でも「天下り役員百九十七人」「銀行・証券・リースもどく吹く風」こういう新聞記事が出ておまして、銀行・証券会社の役員に天下りの役員が百九十七人おつて、これは大変な数だ、民間がリースしている中であつて、この天下りの数は一向にリースの対象になっていない、減っていない、そういう記事が大きく出ておられるわけでありまして。

特殊法人の整理統合をやったりして行政改革をやるわけでありまして、そして、天下りもよくないということであるわけでありまして、今申し上げたような人事が繰り返されておつたのは、幾らそういう行革をやらうとしてもそこにはおのずから限界があると私は思うのです。

やはり、やめた後はどこかで働いてもらわなければならない。社会全体としてもその方が得であるわけでありまして、大いに能力を発揮してもらわなければならない。したがって、そういう点から考えると、働く場として天下りというか、そういうものが必要になってくることはやむを得ないわけでありまして。

したがって、公務員の皆さんはもともと本來的公務員として働いてもらうような、活動してもらうような、そういう場というものを国家公務員として与える、また、そういう人事管理というのが私は大いにこれから求められていくのではないかなと思つた。

高齢化社会がますます進む中で、今度の人勸の中でもたしか、高齢化社会における公務員の再雇用の問題も指摘してあつたかというふうに通じています。そういったことを考えますと、今申し上げたような人事管理もまさに時代の流れに即応して大

いに見直し、そして改めていった方がいいのではないか。短兵急にはなかなか事は進まないと思うのですが、だんだんとういうことを取り進めていく努力をしていくべきだ、私はこう思うのですけれども、この点、これもまた総務庁ということになりましようか、ひとつどういうお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○江藤國務大臣 公務員の処遇について深い御配慮をいただいておりますことを大変ありがたく思ひます。もう今は人生八十年の時代でありまして、「人生五十年下天のうちに比ぶれば夢幻のごとくなり」と言ったのが人生八十年になったのですから、私は五十代、六十代というのは一番の働き盛りだ、こう思っています。

ただ、御承知のように、やはり退職勧奨というのは人事の停滞を生まないということと、それから、新卒の学生がどんどん出てくるわけでありまして、それらの就職の場所を広げるという役割が一方にはある。この調整をどうするかということが一番問題だと思ひます。

特に、いよいよこれから共済年金の支払いが六十歳から六十五歳にやがてなっていくわけでありまして、その間の生活を一体どうするのか、こういうことになると、やはり長年の経験とか知識というものを生かして、何らかの形でそれらの人々が、正規の職員ではなくても、今まで培ってきた役所のそういう経験、知識というものを生かせるような方法は、そういう再雇用の方法はないのかということもただいま鋭意検討を加えておるところであります。

ちなみに、いろいろ調べてみましたら、六十一歳以上定年制をしておられるというのが、民間で大体七・二％ぐらいですね。まだそれほど高くはない。しかし、これは地方はお互いに、九州あたりは役場をやめても自分のところで農業をやったりあるいは仕事をしたりする場所がありますが、東京あたりで五十歳代でやめてしまつたら、この広い東京でなかなか自分の仕事をするわけにもいかぬし、再就職についても大変な苦勞をなさると私

は思ひます。

そういうこともありまますので、これからそういう年金支給のいわゆる年齢引き上げともあわせて、あるいは今度は、なるべく小さな政府というわけですから、小さな政府ではあるが機能は落とさない、そういう行政機構をつくり上げるために、さらにさらにこれは検討を加え、私も今はちょうど就任して二カ月でありまして寝ても覚めてもそういうことを考えておりますが、なかなかいい知恵が浮かんできません。しかし、避けて通ることのできないこれは私は今日の課題だと思ひておりますので、またいろいろ御意見等を賜りたいと思ひます。

○宮路委員 確かに、もう人生八十年の時代になったわけですが、国家公務員の人事管理は、特定の人々については人生五十年、そういう時代を脱却できていない、相変わらずそういう時代の慣行を踏襲しているということじゃないかというふうにも思ひます。地方公務員も、五十八歳までは幹部といえどもみんな働いておる。そういうことではありますので、ぜひ今長官のお話のあった方向でひとつ鋭意御検討を賜り、改善の手を施していただきたい、このように願うものであります。

次に、給与改定の具体的な内容のことでもちょっと人事院の方にお伺ひしたいと思ひます。

今回の改定の中で新設されたものとして、改正後の給与法第十一条の六第一項に規定されております特別移転官署に係る調整手当というものがあつたわけでありまます。これは、多極分散型国土形成、そういった観点から首都圏の行政機関を地方へ移転するということを進めるといふことなのであります。それに伴つて、例えば東京から大宮へ機関が移転した、その計画に従つて役所が移転した場合に、今まで東京都ですと二二％の手当がついておつたものが、大宮へ行くくと三％になる。そこで、一般的にはいわゆる異動保障というものがあつて、AならAさんという人が東京から大宮へ行った場合は二二％の手当が三年間はつく

わけでありまます。その一般的な異動保障に加えて、今度特別措置ということ、激変緩和措置という名のもとに追加的にこうした特別の措置を講ずることにしてあるわけですね。そして、異動保障がある三年後、毎年一％ずつ落としていって、最終的には一年目にすか、十一年目に三％に落としていく、こういうことなわけです。

趣旨は、そうした政策的な観点からいわば強制的に役所が移っていくわけだから、それに伴つての職員の円滑な異動を確保する、それからまた、その移転先の役所における要員の確保を図るためにこの調整手当が必要なんだ、こういう趣旨でこれが設けられたというふう書いてあるわけでありまます。

要員の確保ということでありまますけれども、先ほどから申し上げておりますように、現在の不況下、公務員に対する志望、公務員希望というものは物すごく高まってきておる、未曾有の高まりだといふふうには思ひます。みんな公務員になりたい、公務員になりたい。例えば三種の試験も、本来は高校卒が受験する分野、こう言われておるものが、大卒が殺到して高卒の方々が悲鳴を上げておるというぐらゐ、三種についても高卒を押しつけて大卒がどんどん押しかけていっている。それから今度は、I種の試験の競争率は、これもかつてない、史上最高ぐらゐの、そういう公務員志望の高まりということでありまます。

また、私も特に地方では、嫁さん探し、婿探し、仲人というのを結構頼まれるのであります。が、とにかく今女性の方からすると、公務員は婿さんとして最高だ、もうみんな公務員に嫁に行きたい、公務員に嫁に行きたいという声を私も地方では特に聞くわけでありまして、公務員はみんなそういうことで高ねの花であります。そういうような状況が見られる。

一方、目下私どもは、サトウキビの価格の問題を一生懸命やつておるわけでありまます。先週は、今度は私の田舎のでん粉用の芋の価格の問題、これに一生懸命取り組んでおる。ところが、で

ん粉の芋の価格あるいはサトウキビの価格は、厳しい状況の中で対前年据え置きを主張して、それを実現するのがやつとの思ひでやつておる。

我々も、役所を駆けずり回り、党の中でいろいろ議論をし、そして何とか、ガット・ウルグアイ・ラウンドがことしから始まつたという厳しい環境の中で、やつとこさという農産物価格据え置きなんです。ところが、実質これはもう引き下げなんです。実質は引き下げです、諸経費も上がつておるから。据え置きを実現させたのがやつとこさであります。

ところが、公務員の皆さんは〇・九％でありますけれども完全実施、かつ定昇は定昇であるわけですよ、定昇は定昇で。我々が今一生懸命頑張つておる芋の価格やサトウキビからすると、これはもう全く雲泥の差だ、こう言つていいというふうには私思ひます。

こうした中で、要員を確保し、あるいは職員の異動を円滑にするために、従来の異動保障に加えてさらにこうした特別な配慮をしていかなければ公務員の要員が確保できないのか、あるいは皆さんが大宮へ行きたがらないのか、どうも私はほとんど落ちないものを感じるわけでありまます。どういふような背景なりの事情があつたのか、その辺をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○弥富政府委員 お答えを申し上げます。ただいま委員が仰せられましたことは、私なりに非常によく理解をさせていただけのお話ではあると思ひます。ただいま仰せられましたように、官署の移転に伴ひまして、今までいたっていた調整手当というものが低下するといふ場合には、これはやはり三年間の異動保障というものがお話のとおりでございます。

しかし、多極分散型国土形成促進法等によりまして国の機関を移転するといふ閣議決定が行われまして、例えば国の機関の移転の場合の閣議決定の中に「移転困難な職員のための対策その他移転を円滑に行うために必要な対策を講ずるものとする。」という閣議決定がございます。

こういう場合に、移転が特別の法律等に基づく移転でございませうし、また閣議決定においても、ただいま申し上げましたように移転を円滑に行うために必要な措置、これをとるということになっており、官署の移転の場合に、移転職員のいろいろの要求がございまして、例えば今までの調整手当をそのまま恒久的にしておけというふうな、いろいろな方面からの強い御要望もございまして。

しかし、これはやはり人事管理上一つの筋を通していかなければならない。下がることは下がるのだけれども、今言ったように、特別な場合については激変緩和の措置を講じていかなければならないということ、こういうふうな措置をとらせていただいたことになりました。これにつきまして、我々といたしましても適切なものではないかというふうな考えをおる次第でございませう。

○宮路委員 趣旨としてはわからないでもないのですけれども、さらに最後は、じゃ本当に、異動していった人と、異動しなかったけれども、異動とは関係ないけれども、その後特別移転官署に新しく就職してきた人、その新しく就職してきた人もまたその調整手当を受けるといふことであります。

例えば、大宮の特別移転官署に新しく就職した人はこの調整手当の特別措置を受ける。ところが、前から大宮にある役所に勤めた人はこの扱いを受けない、特別調整手当はないということ、同じ国家公務員であり同じような仕事をすると同じ大宮に勤めているにもかかわらず、たまたま特別移転官署に就職した人は全然異動とは関係なく、東京から行かなかったにもかかわらずその特別の調整手当を受ける。そうでない、別な役所に

勤めた人は今度は調整手当を受けないというわけですから、同じ公務員で、同じような仕事をしながら格差があるわけですよ、そこに。そういうぐあいになっている、どうもこの中身が。それは、どうも法のものとの平等というふうな観点等々、一体どういふことになるのかなと、同じ公務員でありながら。

それじゃ、その適用を受けない人も、不満だから、それにも今度は拡大してその地域のあれを上げてやろう、やるべきじゃないかという意見が出てくることは、これは間違いないですよ、きつとそれは。同じ公務員で同じような仕事をしているわけですから、たまたま勤めた役所が違うだけで。

そういうこと、あるいはまた法十一条の六の第三項で、今度は準特別移転官署にかかわる調整手当というのもあるわけですが、これとの関連もございませう。

そういうこと、この取り扱い、人事院規則にゆだねられているところも結構あるようでありますから、十分吟味していただき、検討していただいて、いわゆるお手盛りというふうな、そういう批判を招かぬよう運用に誤りなきを期していただきたい、私はこのことを要望させていただきます、もう時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○大木委員長 次に、弘友和夫君。
○弘友委員 新進党の弘友和夫でございます。まず、用意してきた質問に入る前に、けさの新聞各紙に一斉に報道されておりました宝珠山防衛施設庁長官のきのうの発言について、官房長官、また防衛庁長官もおられますので、一点だけちょっとお伺いしたいと思っております。

昨日、宝珠山防衛施設庁長官は、首相官邸で古川官房副長官に会って、沖繩県の大田知事が米軍用地強制使用手続の代理署名を拒否している問題への対応を協議した。席上、宝珠山氏は、「首相の頭が悪いからこうなるんだ。総理府の主務大臣

としての総理大臣として行動して欲しい。そう首相に言ってもらいたい」、こういうような報道もされておりますし、また「法治国家としての品格に疑問を持たれかねない。法律に基づいて淡々と行動してほしい」、こういう報道がされているわけでございます。

総理の、首相の頭が悪いかは別問題として、これはやはり、省庁の最高幹部がこういう発言をされるということは、しかも首相官邸でされているということは、大変な問題ではなからうかな、私はこういうふうにおもうわけです。

これは一つには、私は、この沖繩の問題に内閣の命運をかけると言った総理が、いや、そういう心構えでやるんだと言ってみたり、地位協定を見直すとか見直さないとか、それから、防衛庁長官もおられますけれども、演習とか基地を本土に肩がわりするとかしないとか、何か内閣のそういう方針がちっと定まっていけない。いろいろなそういう中であって、省庁の最高幹部が、腹に据えかねてどうか、そういう気持ちで言ったものじゃないかと私は思います。

しかし、こういう発言が行われるということ自体は大変な問題だと思えますけれども、官房長官、また防衛庁長官、どういふふうなこれを受けとめられているか、またどういふふうな今後対応されるかということをお伺いしておきたいと思えます。

○衛藤國務大臣 まず事実関係についてお答えを申し上げます。まず、昨日官邸におきまして、防衛施設庁長官、古川官房副長官、折田外務省北米局長、この三者が沖繩問題につきまして会合したのはそのとおりであります。この三者の会合の席において、ただいま委員御指摘がございましたような発言というものは一切なかったわけでありませう。問題は、官邸を出まして、そして防衛施設庁長官が記者の懇談をした、記者懇談をやった、その発言が問題になっておる、私はこのように考えております。

けさ防衛施設庁長官を呼びまして、私は、この

昨日の官邸の会合のやりとり等すべてを聞き取り、また本人の発言の真意、事実、そういうものを確認いたしました。なおかつその後、防衛政務次官をして、官邸の古川副長官に確認をお願いし、また外務省の折田北米局長にも確認をいたしました。ただいま政務次官の方からも報告がありまして、北米局長、さらには官房副長官とも、官邸における宝珠山施設庁長官の発言において、今委員が御指摘のあったようなことは一切なかった、こういうことであります。これが第一点であります。

もう一点は、防衛施設庁に戻りましてから、記者との懇談の席でそのような趣旨の発言をしたということでありませうが、けさほど私は本人に、総理のことについてどういふ発言をしたのかということも事情を聴取したわけでありませう。本人はいろいろと発言をしておりましたが、聞き取りの途中で実はこの内閣委員会が始まりましたのでこちらに向いたわけでありませうが、私、防衛庁長官といましては、事実の関係を詳細に調査した上で厳正に対処をしたい、かように考えております。

○野坂國務大臣 弘友さんにお答えいたします。宝珠山長官の発言をめぐってのお話でございますが、私もけさ古川副長官を呼びまして、その経緯を詳しく聞きました。いわゆる頭が悪いとかばか者扱いというような発言はなかったように承知をいたしました。ただ、問題は、これから所屬庁の長官である防衛庁長官が任命権者でありますから、処理することであろうと思っております。

今、内閣としては、与野党ともに、日米安全保障条約の体制下にあります、沖繩が返還されてから二十三年間、戦中戦後ともに沖繩県民は悲しみと苦しみと怒りに今日まで過して来たという厳然たる事実、だれもが否定でき得ないと思えます。

したがって、その怒りを、どのようにしてこたえていくか。沖繩県民の気持ちというものを重大に受けとめて、政府としては全力を挙げて、困難

な体制下にあっても日米合同委員会のもの専門家の会議を開きながら、地位協定にかかわる問題等についても議論の真つ最中でありませう。

これが政府の方向としての努力をしておる姿でありませうが、例えば、建前としては我々もよく承知しておりますが、総理大臣が代理署名をする、あるいは裁判にかけ、総理大臣が代理署名をする、そういう法的な手続は十分承知しております。

しかし、それでは問題の解決は成らない、全力を挙げて我々は話し合ひで解決をいたさなければならぬ、これが政府方針であります。

したがって、その方針と違つた行動をするということについては極めて遺憾に思つております。事実を調査の上、防衛庁長官がそれぞれの処置をされるものと期待しております。

○私友委員 宝珠山長官につきましては、昨年の九月九日にも沖繩で基地を視察した際、沖繩県民は基地を受け入れて共存、共生すべきだ、こういう発言をされて猛反発があった、これに対して陳謝をしたという経過がございます。今官房長官言われたように、沖繩県民の今までの苦しみだとか悲しみ、怒り、そういうものをやはり考えた上で対応していかなければならないのじゃないかというところで、今後調査をした上で対応される、こういうこととさせていただきます。この問題につきましては終わりたいと思つていますが、また、官房長官、次の予定があるということで、ちょっとお聞きしたかったのですけれども、どうぞ退席していただきます。

引き続きまして、今給与の法案がかかっているわけでございますが、私は、人事院勧告の完全実施、非常にこれについて賛成することはもちろんでございますけれども、そうした前提となるのは職員の問題だとか綱紀の問題だとか、そういう問題がやはりきちっとされていなければ国民の理解が得られないという、こういう問題があると思つております。

それについて、国民の税金で自治体が今問題になっている国の官僚をもてなすなどといったいわ

ゆるる官官接待、こういう実態が今非常に大きな、今と限らずですけども、クロージングアップされている。行政に対するやはり信頼とかこういう問題がきよの法案の前提にならなければならぬ、いやないかなというふうな思つたので、官官接待の件につきましてちょっとお尋ねしたいと思つております。

今、例えば全国市民オンブズマン連絡会議、これの集計によりますと、全国の自治体が接待費として使用する税金は少なくとも三百億円は下らないだろう、また、ある調査ではそれは数百億円くらい使っているのじゃないか、こういうことが言われているわけですね。お役所がお役所を接待をするという、非常に、しかもその金額が三百億から数百億、接待される対象はどのくらいの人数がおられるのかわかりませぬけれども、膨大なお金が、国民の税金が使われている。

しかも、いろいろな事例が挙がっておりますけれども、報道によりますと、一本五万円もする高級ワインを大盤振る舞いしたり、赤坂の一流料亭へ行って二次会、三次会、そういうものはもう珍しくないだとか、本当に国民感覚からすると信じがたい実態がいろいろ出ているわけですね。

そういうことで、接待する地方自治体にも問題があると思つていただけます、それは根本的な補助金行政の問題だとか地方分権の問題、いろいろそういうことをやっていたいかなければ根本的になくなるまいかと思つては、しかし、やはり中央省庁の受ける側に問題が一番大きくあるんではなからうかというところで、政府は八月十五日の閣議の後、官房長官また総務庁長官から官庁綱紀の肅正について発表されて、各省庁に徹底をされていく。それから、それぞれ各省庁の人事担当課長の会議でも言っているとか、いろいろ手を打たれたようでありませぬけれども、この官官接待の問題について総務庁長官から八月十五日、どういう指示を出されたのか、また、どういうふうな考えられているのかということについてお伺いしたいと思います。

○江藤國務大臣 御案内のように、昭和五十四年の十一月に官房長官会議で会議等の会食について、これを自粛するようという申し合わせがありませう。ところが、それがなかなか行われないうで、さまざま報道がなされるということとはまことに残念なことでありませう、したがって、この際、ひとつ内閣の方針をきちつとしておこうということと、八月十五日の閣僚懇談会において、今後官官接待は行わないということを実は取り決めたをいたしましたわけでありませう。

それを受けて、事務次官会議、それから人事担当者の会議において、これを周知徹底させるということと、ただいま申し上げたことと一致して、私は、このことには官官接待ではなくて官民も心すべきことだと思つております。

したがって、これほど政治的な大きないわゆる課題にもなったこととありますから、ことしから私は格段に減つていくとは信じています。しかし、あくまでも官官接待の原資は国民の血の汗にむよる税金がもとであるということと公務員諸君は決して忘れないように、その原資に私は立ち至つたならば、官官接待というものはおのずからこれは解決していくものであると思つて、したがって、あくまでもこれは個々人のモラルの問題。

それからもう一つは、例えば公共事業費等において、工事雑費というのがあります。その中には事務経費もあれば会議費もあれば、あるいは食糧費というのがあります。これらの見直しも私はもう一つ厳しくやるべき必要があるのではないかと、いづれにしましても、閣議決定をして、閣僚懇談会で内閣として決定をしたこととありますから、公務員の諸君はこれは拳々服膺して、そして厳しくみずから戒めて今後職務に励まれることを望んでおるところであります。

○私友委員 ただいま総務庁長官から、官官接待は行わない、そういう取り決めをして通達を出した、このように言われたわけですね。今いろいろ議論される中で、こういうことも必要悪だとか、

情報交換するのに多少いいのではないかと、いろいろな、実態としてすぐやめられないとか、地方においても、いろいろなこれを擁護とか、現実的にはやめられないというような認識もあると思つております。

ですけれども、今言われたように、昭和五十四年にこの問題に対する取り組みというあれが出ておりますけれども、官房長官等の会議の申し合わせというのが出ておりますが、その中においては「官公庁間接待等の自粛について」、それには「官公庁間の接待及び贈答品の授受は行わないことはもとより、官公庁間の会議等における会食についても必要最小限度にとどめる。」という申し合わせがされて、これが全庁また全国の自治体にも出されておるわけですね。

ですから、これを見る限りにおいては、その接待というのとはどこまでが接待でどこまでがあれだとかいふ議論も今はありますけれども、これを見る限りにおいては、「官公庁間の接待」は行わない、贈答品の授受も含めて「行わない」とはもとより、「です」から、そういう接待というのとは行わないというのとははつきりしておるわけですね。そして会議なんかの会食についても必要最小限度にとどめなさい、こう言っておるわけですから、今いろいろ問題になっておるというのは完璧に、どこまでがどうだというのじゃなくて、これはもう接待そのものなんですね。それがまだ、こういう通知が出されているにもかかわらずそれが実施されていないというのか、当たり前のようになっていく。

私は別に、余り細かい、重箱の隅をつつくようなことを言っておるわけじゃないのですけれども、根本的に三百億とか数百億が使われているという、これはもう大変な問題ではなからうか。ところが、ことしの八月十五日、自治省で出された「地方公共団体の行政運営及び予算執行の適正化について」という、通知というんですか、これは一般的な「社会的な批判を招くことのないよう、厳に節度ある対応を図られたい。」云々とい

う、何かこの、五十四年の接待は行わないということよりも何か後退したような印象を受けるんですけれども、そういうことはいないんですかね、ちょっと……。

○江藤國務大臣 五十四年の申し合わせは事務レベルのいわゆる申し合わせでありまして、今回は閣議の決定事項でありますから、その重みは私は全く違うものであると思っております。

○弘友委員 それで、先ほど長官も触れておられましたけれども、一つの例として取り上げたいんですが、昭和三十八年に、地方自治法施行規則の一部を改正する省令というので、それまでは、昭和三十八年までは四十三節あった支出科目というのが二十八節に整理統合された。この結果どういうことが起こったかといえますと、地方自治体の経費の支出というのが非常に容易になった。四十三節から二十八節ですから、この中身のチェックがその結果でできにくくなった。

例えば需用費の支出科目は、改正前は消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、そういうものなどで需用費、こうあったのが、それを全部一緒くたにして需用費、こうなりました。ですから、非常に支出がやりやすくなって、また、その結果今みたいな問題が起こってきたわけですから、例えば旅費についても同じで、昭和三十八年以前は、改正前は費用弁償、普通旅費、特別旅費、これを旅費と、これに一緒くたにしている。それで、使用料及び賃借料についても、今までは自動車借り上げ料とか借料、損料とかいろいろのものがあつたのですけれども、それを一つにまとめた。こういうふう

に、四十三節あつたものを二十八に減らした。こういうのは何か逆行しているような感じが、昭和三十八年のことですけれども、それがずっと続いている。こういうふうな改正されたというのはどういう意味でされたのか、自治省にお聞きしたいと思ひます。

○朝日説明員 昭和三十八年の地方自治法の改正であります。これは地方団体の財務制度を全面

的に改めたわけでありまして、その際に、財務管理の効率、公正を確保するというために、例えば財務組織面では、出納長や収入役の職務権限を拡充いたしますと同時に、監査委員というものを市町村には必ず置く、あるいはその職務権限を拡充するとか、あるいは財務運営面でも決算規定の整備でありますとか、あるいは住民監査請求、住民訴訟制度を整備したところでありまして、御指摘の予算科目の改正もこの改正の一環として行われたものであります。

これは、ただいま申し上げましたような財務の組織面あるいは運営面の規定の整備によりまして、適正な予算執行の確保ということの措置を一方で図りながら、同時に、予算の規模あるいは編成、執行というものが大変に複雑化しております。その事務手続に多大の労を費やしているという状況にかんがみまして、予算科目について、節について整理統合を図りまして、予算編成や執行手続の簡素化、効率化を図るという趣旨で行われたものであります。

それ、もとより地方団体の予算執行につきましても、関係法規にのっとりまして適正に行わなければならぬものでありまして、とりわけ食糧費につきましても経費の性質上から見まして特に適正な執行が要請されているというふうな考えでございまして、その執行に厳正を期す必要があるというところで、私どもも先般の自治事務次官通知におきまして、改めてその点の徹底と必要な改善措置につきまして地方団体に対して要請しておるところであります。

○弘友委員 最後の方はちょっとわかりにくかったのですが、確かにその時点では規模とか予算、何というか、執行する上において複雑でありますね、科目が多いというものは、だからそれを少なくしたんだということのはわかるのですけれども、現実に行われている問題というのはそこら辺が非常にあいまいになっている。また地方議会等とかのチェックも受けられないということからこういう問題が起きているわけですから、ちょっと

最後の、これをもとに戻すというかそういう考えがあるかどうかということも自治省と、それからこういうものを含めて総務庁長官、これを戻せば大分あれが違ってくるんだと思うんですけれども、それについてお伺いをしたいというふうな思っております。

○江藤國務大臣 ただいま自治省が鋭意指導しておるところでありまして、これは会計処理にかかわることでありまして、これは自治省の方からお答えした方が適当ではないかと思ひます。

○朝日説明員 予算科目の見直しについてありますが、ただいま申し上げましたように、この予算科目の改正につきましては当時としてのさまざまな状況を踏まえた上で行ったものでありまして、今回御指摘ありますように、予算執行の適正化ということにつきましては、この予算科目ということよりも、その執行に当たり立場の公務員として、こうした食糧費というものが公費によつて賄われているということとをどれだけ重く厳しく受けとめて適正に対処するかということにあらうかと思っております。

ただ、同時に、お話にも関連するかと思ひますが、地方団体の行政の公正、能率を確保していくという意味におきましては、一面で、地方団体みずからの自己チェックシステムといえますかそういったものを向上していく必要がありましようし、また、より一層住民に向けての透明性を確保していくということが大変重要だと思っております。

もとより議会の審議のチェックもありませんが、そういう意味では、私ども特に監査機能の充実ということについて、今後どう具体的に考えていくのかということについていろいろと検討を始めていくところでもあります。

こうした監査委員の機能というものを充実強化を図っていく、あるいは現行でも、制度上では、予算の執行状況やあるいはその決算結果につきまして住民公表制度があるわけでありまして、もちろん、その適切な運用を図るということもありませんが、より一層予算執行の透明性を高めると

いう見地で、各団体においても一層の工夫をお願ひしているところでもあります。

○弘友委員 時間がなくなりましたので終わりたいと思つたわけでも、モラルの問題で済んだら、今監査機能は強化すると言われまされたけれども、実際、監査機能の問題ももちろん大きな問題だと思つたのです。外部監査を入れてみたりいろいろしないと、今の監査機能では、本心に監査が非常に問題があるということも指摘されております。

それと同時に、複雑になるからといってそれは変えないというのでは、そしてそれはモラルの問題だということでは、そういうことはチェックできないわけですから、やはりきちっとそういう、煩雑になつたにしても、この問題は大きな問題でございまして、ぜひとももとに戻すようなことをしていただきたいというふうな思ひますので、ひとつそれだけ申し述べまして終わりたいと思ひます。

○大木委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 新進党の石井啓一でございます。本日は、審議会等の運営に関しまして質問をさせていただきます。いと存じます。

まず、平成六年六月二十四日付で「審議会等及び懇談会等行政運営上の会合の運営等に関する指針」、これが「審議会等ガイドライン」策定のための関係省庁連絡会議申合せ」ということで出されておりますけれども、この指針がつけられた経緯、背景及びこの指針の目的と趣旨をお述べいただきたいと存じます。

○江藤國務大臣 行政運営の透明化、あるいはまた公正化を図るというの、これは国民に対する政府の責任でもあります。したがって、事務レベルの会議、事務レベルのいわゆる協議、それから日米構造協議等でも、アメリカからもそうした透明性等の要求もございましたし、あるいは連立与党においても、いろいろこれらの問題については御研究もいたしておられたことでもありますから、その当時は、審議会の台帳の作成、それから

閣議等、審議会、懇談会に関する情報を提供する仕組み、例えば、各省庁に窓口をつくってそれらを備えておくというようなことを決めまして、改善方法に取り組んできたところでありま

す。
○石井(啓)委員 さらに、本年の九月二十九日の閣議決定におきまして、「審議会等の透明化、見直し等について」、これがなされているわけでご

ざいますけれども、この閣議決定がなされた経過、背景並びにその目的と趣旨をお述べいただきたいと存じます。
○江藤国務大臣 そうしたいわゆる事務レベルの

指針に基づいて努力をしてきたわけでありすが、今日の課題としてまだ足りないではないかということになりまして、与党三党のプロジェクトチームからも御提言がありましたし、役所自体としても各省間で協議をしてきたことでもあります

から、そのために九月二十九日に、この審議会の運営等に関する閣議決定を行ったものであります。具体的に言いますと、新しく入りましたのは、例えば審議会の新設に当たっての原則。むやみやたらと隠れみのみだけに審議会をつくってはいけない、あるいは設置後一定期間を経過したものに

ついては、これはもう見直すかあるいはまた廃止するか、それらのことも行ったらどうかということ、新設に当たっての原則、それから会長や委員等の人選についての原則、それからまた一定期間を経過したものに對する取り扱い、それから議事録の公開などの改善方法を定めたものであります。
○石井(啓)委員 そういたしますと、平成六年に申し合わせがされたこの指針と本年九月に閣議決定された内容との関係につきまして、ちょっと簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○陶山政府委員 指針と閣議決定の経緯等につきましては、ただいま大臣から御答弁があったとおりでございます。
いわゆる指針も今回の閣議決定につきまして、その趣旨、目的は同じものでございますが、

指針に記載があつて閣議決定にはない事項あるいは今回の閣議決定においてより具体的に定めている事項、そういうものがございまして、いわば、大臣からも申し上げましたように、指針に比べてより進んだ記述になっている事項もござい

ます。今回の閣議決定にない事項につきましては、昨年策定いたしました指針が今後適用されるということになりますので、今後は、昨年策定いたしましたこの、いわゆるガイドラインと称してありますが、指針と今回の閣議決定両方によって審議会の運営の改善等を図ってまいりたいということになるわけでございます。

○石井(啓)委員 わかりました。そういたしますと、趣旨、目的は同じである。考え方は一緒であつて、なおかつ指針に比べて今回、閣議決定において進んだ内容になっている、そういうことではないかと存じます。それでは、その指針に戻りまして確認をさせていただきますたいと存じますが、この指針の中で対象とする審議会、1に

2. この指針の対象は、次のとおりとする。
(1) 審議会等
となつておりまして、
国家行政組織法第八条に基づき設置される審議会等とする。ただし、次に掲げるものを除く。
といたしまして、

① 審議会等の事務が、専ら行政処分、不服審査、紛争処理、補助金等の交付及び試験、判定、検査その他これらに類する事務
途中省きますが、
に係るものであるもの。
専ら行政処分等に係るものは除くというふうにされております。片やこの指針のVIIの12におきましては、

各省庁は、審議会等の事務の一部が上記1. 2. (1)①
今私が読み上げたところでございますが、

に該当する場合に、当該事務の性格に応じ、その事務にかかわる範囲内において、この指針の一部を適用しないことができる。
こういうふうな定められております。
これを解釈いたしますと、昨年六月の指針の適用というの、審議会の機能、その事務の性格に応じて仕分けをするのである、すなわち、同一の審議会においても行政処分等を行う場合にはこの指針を適用しないことができる、片や政策、制度等を審議する場合にこの指針を適用するんだ、こういうことかと思ひますが、確認のため御答弁

いただきたいと思ひます。
○陶山政府委員 現在、二百十九審議会がござい

ますが、その多くは政策や施策を調査審議するものでございすけれども、中には行政処分、不服審査、紛争処理等に係る事項を任務とする審議会もございす。指針の適用の有無に関するただいまの先生のお尋ねにつきましては、御指摘のありましたように、こういう審議会等の目的、性格、所掌事務などに応じて仕分けをされたものであるというふうな御理解をいただきたいと存じます。
○石井(啓)委員 それでは、閣議決定について伺

いますが、指針と閣議決定というのはその趣旨、目的が同じであるということでございますけれども、この閣議決定においては「行政処分、不服審査、紛争処理、補助金等の交付及び試験、判定、検査その他これらに類する事務を行う審議会等を除く審議会等」、これを一般の審議会というふうにしておりまして、片や行政処分等を行う審議会と區別をしているわけでございますけれども、先ほど御答弁いただいたこの指針の考え方を踏襲していると思ひますと、この閣議決定の適用のルールはやはり審議会の機能あるいはその事務の性格に応じてその適用を考へるのだということかと思ひます。

すなわち、同一の審議会においても、政策、制度の審議を行う場合にはこの閣議決定のルールを適用する、行政処分、不服審査等を行う場合にはこの閣議決定のルールを適用しないことができ

る、こういう仕分けになるかと存じますけれども、この点について御答弁いただきたいと思ひます。
○江藤国務大臣 あくまでも閣議決定が優先するものであります。
○石井(啓)委員 いや、ですから、その閣議決定の考え方を御答弁いただきたいと思ひます。
○江藤国務大臣 閣議決定の考え方は今あなたが

おっしゃったとおりです。
具体的に言いますと、例えば、わかりやすいもので恩給審査会あるいは臨時水俣病認定審査会、あるいは検察官特別審査会あるいは税理士審査会、いずれも身分にかかわります。あるいは社会保険審査会、これもそのとおり、労働保険審査会もそのとおり、何でもらえて、何でもらえないかということが具体的に出来るわけでありま

す。あるいは建設省関係ですと公用地審査会があります。これと同じものが地方にあって、成田空港の土地収用委員会の委員長は、これは歩く途中にいわゆる過激派に襲われて、それこそ半身不随の状態になつて、今ようやく歩くようになりました。どこと言ひませんが、今回の宗教法人法の改正とは言ひませんが、内容によってはその審議会の委員が夜も寝れない、もう夕方から朝まで電話が鳴りつ放しで、それで家族まで脅迫をされるというふうな問題が出てきますから、二百十九ある審議会でありますけれども、そういう個人のプライバシーや身分にかかわるような審議会等は原則として非公開にしておるといふことでもあります。

○石井(啓)委員 大臣が御答弁いただきましたので、私の申し述べた考え方のとおりであると。すなわち、閣議決定においてもその審議会の機能、その事務の性格に応じてこの適用を仕分けするのだ、そういうことではございすけれども、今大臣からも御答弁ありましたけれども、こういう仕分けを、区分する理由について教えていただきたいと思ひます。
○陶山政府委員 ただいま大臣から御説明のあったとおりでございますが、一般の政策とか施策を

る、この点について御答弁いただきたいと思ひます。
○江藤国務大臣 あくまでも閣議決定が優先するものであります。
○石井(啓)委員 いや、ですから、その閣議決定の考え方を御答弁いただきたいと思ひます。
○江藤国務大臣 閣議決定の考え方は今あなたが

おっしゃったとおりです。
具体的に言いますと、例えば、わかりやすいもので恩給審査会あるいは臨時水俣病認定審査会、あるいは検察官特別審査会あるいは税理士審査会、いずれも身分にかかわります。あるいは社会保険審査会、これもそのとおり、労働保険審査会もそのとおり、何でもらえて、何でもらえないかということが具体的に出来るわけでありま

す。あるいは建設省関係ですと公用地審査会があります。これと同じものが地方にあって、成田空港の土地収用委員会の委員長は、これは歩く途中にいわゆる過激派に襲われて、それこそ半身不随の状態になつて、今ようやく歩くようになりました。どこと言ひませんが、今回の宗教法人法の改正とは言ひませんが、内容によってはその審議会の委員が夜も寝れない、もう夕方から朝まで電話が鳴りつ放しで、それで家族まで脅迫をされるというふうな問題が出てきますから、二百十九ある審議会でありますけれども、そういう個人のプライバシーや身分にかかわるような審議会等は原則として非公開にしておるといふことでもあります。

○石井(啓)委員 大臣が御答弁いただきましたので、私の申し述べた考え方のとおりであると。すなわち、閣議決定においてもその審議会の機能、その事務の性格に応じてこの適用を仕分けするのだ、そういうことではございすけれども、今大臣からも御答弁ありましたけれども、こういう仕分けを、区分する理由について教えていただきたいと思ひます。
○陶山政府委員 ただいま大臣から御説明のあったとおりでございますが、一般の政策とか施策を

る、この点について御答弁いただきたいと思ひます。
○江藤国務大臣 あくまでも閣議決定が優先するものであります。
○石井(啓)委員 いや、ですから、その閣議決定の考え方を御答弁いただきたいと思ひます。
○江藤国務大臣 閣議決定の考え方は今あなたが

任務とする、所掌事務とする審議会が数の上では多うございませぬけれども、行政処分とか紛争処理とか不服審査等々の所掌事務につきましては、個人のプライバシーの保護等々の観点から、やはり一般の、通常の制度、施策を調査審議する審議会とは別途の取り扱いをする必要がある、そういう考え方から仕分けをしたということございませぬ。

○石井(啓)委員 よくわかりました。

それでは、大臣先ほど御答弁されたとおり、今審議会等二百十九あるわけでありませぬけれども、そのうち今回の閣議決定対象外の審議会等は二十七あるわけございませぬが、この二十七の審議会を閣議決定対象外にされた、どういふふうにごうかをお決めたのか御答弁いただきたいと思ひます。

○江藤國務大臣 先ほど申し上げましたように、個人のプライバシーにかかわるものがあります。例えば水俣病の認定をどうするかということになりますと、これは社会的な問題でもあるし個人的な問題でもあります。あるいは土地収用等を協議するということになりますと、これはまた私権にかかわることでもあります。あるいは検察官等の、副検事等の身分を審査するとなると、個人の身分にかかわることでありまして、このことを一般に公開したりすると、個人の人權を侵害したり、あるいはまたその他万般の支障が出てきますから、そういうものについては、慎重に検討した結果、二十七の審議会を適用除外にした、こういうことでありませぬ。

○石井(啓)委員 そういたしますと、この閣議決定対象外とされた二十七の審議会というものは、これは専ら行政処分等を行う審議会というふうにごうかしてよろしいわけございませぬ。

○江藤國務大臣 それは行政処分だけではありませぬ。もろもろの問題を審査するわけでありませぬから、個人の行政処分ですとかあるいはまたそれに類するものだけをやるといふことではなきて、施策その他のことをやる場合もそれは当然あるわけ

であります。

○石井(啓)委員 先ほどの私が述べた、確認をした考え方では、その審議会の事務の性格に依じてこの適用のルールを仕分けするという御答弁でございませぬから、当初から閣議決定対象外とされるということには、その理屈からいませぬと、これは専ら行政処分等を行う審議会であるから閣議決定対象外となるということになるのではないでございませぬか。

○江藤國務大臣 そのとおりであります。そのとおりであります。その会議の中に施策等にかかわるものが審議されることもあり得るといふことでありまして、主体的な業務は先ほど申し上げたのとおりであります。

○石井(啓)委員 そういたしますと、閣議決定対象外の審議会においても政策、制度の審議を行う場合があり得るといふ御答弁でありませぬが、そういう場合にも、先ほどの基本的な考え方からいたしまして、閣議決定対象外の審議会において政策、制度の審議を行う場合にはやはりこの閣議決定のルールに従うというのが筋かと思ひます。その点について確認をしたいと思ひます。

○江藤國務大臣 私が言っておりますのは、例えばこの人に対して恩給を支給すべきかすべからざるかという審議をするときに、いわゆる恩給制度そのものは一体何だということが議論される場合を私は言っております。個別の問題だけをとりまして、それでは審議の本当の公正さを保つことになりませぬから、そういう国の施策等についてもその中で議論することはありませぬと、こういうことを申し上げておるわけでありませぬ。

○石井(啓)委員 ちょっと政府委員の方から答弁してくれませぬか。

○陶山政府委員 大臣がただいま御答弁になったとおりでございませぬが、繰返しになりますけれども、いわば行政処分、不服審査等々、あるいは試験、判定等々の特殊な任務を所掌事務とする審議会について一律に取り扱ふわけにまいらな

いふことでそういう仕分けをしたわけございませぬ。ただ、大臣が申されましたように、そうした審議会であっても、関連して制度にかかわるような議論をされることは皆無ではないといふふうにごうかしていただいております。

○石井(啓)委員 だから、その関連する審議を行う場合にはやはりこの閣議決定のルールを適用するといふのが、先ほどの基本的な考え方からいませぬと、そうすべきであるといふふうには私と思ひますけれども、そこら辺はどうなっているんでございませぬか。

○陶山政府委員 閣議決定の趣旨が審議会の運営の公正、透明性を確保するという観点で定められたものであるといふことは申し上げたとおりでございませぬ。

そういう趣旨からいませぬと、適用対象外という仕分けをした、整理をした審議会が、本来の行政処分等々が中核の任務でありますけれども、仮に制度問題等について調査審議が行われるということがある場合に、その審議会のそうした調査審議について、一般論で申し上げますけれども、閣議決定の趣旨、考え方に沿って、個別の案件に依りてはありますけれども、閣議決定の趣旨、目的に沿った透明性確保の対応が行われることが望ましいといふことは申し上げられると思ひます。

○石井(啓)委員 よくわかりました。

それでは、この閣議決定の内容についてもう少しお伺いしたいと思います。ここで、閣議決定の二番目で「審議会等の会長等の人選」ということで、一般の審議会においては、当該省庁の出身者又は現在当該省庁の顧問、参与等の職にある者は、原則として、これをその委員に任命しない。また、やむを得ず省庁出身者等を一般の審議会の委員に任命する場合には、特別の事由のない限り、当該一般の審議会の会長等に任命又は選任しない」といふふうにごうかされております。いわばその審議会を所掌する役所の出身者は委員に任命しない、やむを得ず任命する場合でも

会長に任命しない、こういうふうにごうかされた理由を教えてくださいませぬか。

○江藤國務大臣 二百十九の審議会のメンバーをひもといひませぬと、ほとんど一〇〇%近く役所のOBが審議会の委員になっておる場合があるのです。あるいはまた、過半数なっておりますところもありません。それで、過半数なっておりますところもいかにという批判があるのは、それは国会で議論されるのは当然でありませぬ、本当に審議会といふのは、第三者の公平な意見を聞こう、広く国民の皆さんの意のあるところを承ろうといふ審議会が役所のOBで占められるといふのは、それはいかにも適切でないといふことからこのような実質は方針を出したということでありませぬ。

○石井(啓)委員 役所の隠れみのであるという批判にこたえるためといふことであるかと思ひますが、その中でも会長等に任命しないといふふうにごうかして決められている理由はどういふことございませぬか。

○江藤國務大臣 例えは、米価審議会の会長に農林省の事務次官経験者になったら、かつては食糧庁長官をやりました、事務次官をやったわけですから、自分がやってきたことを否定するようなことをできないのは、これは至極人間的なことでありませぬ、今度は反対側から見ませぬと、それは役所の代弁者になったのではないかと、会長そのものが、そういう心ない誤解を招くおそれがあるから、そのOB、出身者は会長には任命をしない。同時にまた、特別の理由がない限りは任命しない。委員についても同じような考え方を持っております。委員についても同じような考え方を持っております。

○石井(啓)委員 それでは、会長に任命しないといふことでありませぬけれども、その審議会のルールで委員の互選により会長を任命するといふふうになった場合、この閣議決定の趣旨といふのはどういふふうにごうかしてされるのでしょうか。

○江藤國務大臣 閣議決定が既になされたわけでありませぬから、委員会の会長はお互いがこれは互選するといふ場合に、その趣旨を踏まえてOBを

除いて会長がこれからは選任されていくものと思
います。

○石井(啓)委員 わかりました。

それから、閣議決定の四番目に「審議会等の公
開」というふうになされておまして、「一般の審
議会は、原則として、会議の公開、議事録の公開
などを行うことにより、運営の透明性の確保に努
める。」というふうになされておられます。さら
に、「一般の審議会は、特段の事情により会議又
は議事録を非公開とする場合は、」云々となつて
おりますけれども、この「特段の事情」というのは
どういふ場合が想定されるのか、教えていただき
たいと思います。

○陶山政府委員 これは先生に申し上げるまでも
ございませぬが、二百十九ございませぬ審議会、そ
れぞれいろいろな所掌事務を持っておりまして、
一律、一概になかなか論ずることができないとい
う側面があることは御理解をいただいていると存
じます。

ところで、ただいまの御指摘でございませぬが、
したがいまして、それぞれの審議会の目的あるい
は性格等々に応じて検討されるべきものであると
いうふうには理解しております。一律に具体的に
御指摘のありました特段の事情とか理由を正確に
列挙するということとはなかなか困難であると思
っておりますが、御参考のために申し上げますと
すれば、例えば、利害が対立をし反対運動が行わ
れているような案件であつて、委員に対して物理
的、精神的危害が加えられるようなおそれがあ
り、そのために公開すると自由闊達な発言が妨げ
られる可能性がある、そういう場合でありますと
か、あるいは機微にわたる案件で、途中段階で公
開すると公益が損なわれる可能性がある場合であ
りますとか、あるいは個別利害に直結する事項を
調査審議するために、審議会の外で委員に働きか
けが行われるおそれがあり、審議会の円滑な運営
が困難となる場合でありますとか、そうしたケー
スが考えられる、想定されるところでございま
す。

いずれにしろ、この透明性、公正性の確保に對
する観点からの閣議決定の共通ルールでございま
すから、委員同士で改めて審議の公開等について
は十分御議論をいただくことが必要であると思
っております。その結果として、会議とか議事録を
非公開とする場合の特段の事情とか非公開とする
理由というのが個々のケースに応じて定まってい
く、決まっていって、そういう性格のものであろう
というふうな考えであります。

○石井(啓)委員 それでは、政策あるいは制度を
審議する場合には、当然具体的な事例、個別の事
例を踏まえて審議をするということは間々あるか
と思ひますけれども、こういう個別の事例につい
て検討した、そういった場合について、この「特
段の事情」に当たることになるのでしょうか、確
認をしたいと思います。

○陶山政府委員 ただいまのお尋ねの件につい
て、若干取り違えがあらうかと存じますが、ただ
いま申し上げましたように、あくまでも個々の案
件、ケースに応じて議論をしていくべき問題であ
るということが原則であらうと考えております。

多分、お尋ねの趣旨は、適用外と整理された審
議会が制度問題について議論した場合はどうかと
いうのも御趣旨であるとすれば、先ほど申し上げ
ましたように、個別の案件に応じてはございま
すけれども、閣議決定の一般ルールに沿つて、そ
の考え方に立って透明性確保にそれぞれの審議会
において対応をしていただくことが望ましいとい
うことが一般論としては申し上げられると思ひま
す。

○石井(啓)委員 時間が参りましたので、もう終
わりにいたしますけれども、きょうの朝日新聞の
一面によりますと「審議会公開、省庁動かず」、閣
議決定がされ、九月二十九日でありますからまだ
日がたつてないわけでありますが、役所側の反応
は鈍いというような記事も出ておまして、総務
庁さん御自身もまだ検討中ということでもございま
すので、これは役所を督促していただいで、なる
べくこの閣議決定の趣旨が速やかに徹底されるよ
うにお願いをしたいと存じます。

以上で終わります。
○大木委員長 次に、松本善明君。
○松本(善)委員 まず、宝珠山防衛施設庁長官に
伺いたいと思ひます。

あなたの昨日の発言が非常に大きな問題になつ
ております。長々と弁明をされると大変迷惑であ
りますが、それはまあ任命権者にされるだろう
が、端的に幾つかの点を事実関係を聞きたい。

まず第一は、代理署名問題。首相を批判したか
どうか、その際、首相は頭が悪いということ
を言ったかどうか。これは後から否定をしたとい
う報道もありますが、記者懇でしゃべったとい
うことが先ほど防衛庁長官から報告がありました。
もしそうだとするならば、記者が直接聞いてお
るわけで、日本を代表する大新聞が事実無根のこ
とを報道するというのも考えられません。もし
否定するとするならば、どういふニュアンスの発
言をしたのか。

それからもう一つは、報道されているところに
よると、あなたは「今行われている議論は沖繩県
民を向いている感情論だ。理性的な議論と云うの
は米国のことを考えた議論だ。」というふう
に言ったということがあります。これも事実かどう
か。以上三点。

○宝珠山政府委員 防衛施設庁の首脳が内閣総理
大臣を批判する発言を行ったという報道がござい
ましたが、先ほど防衛庁長官などからございま
したように、官邸の会議においてそのような発言を
した記憶は全くございません。

それから、頭が悪いというふうな発言をどこか
でしたのではないかと御趣旨でございませぬ
が、頭というふうなことの関連で記憶している
ところでは、私の申し上げた趣旨というものは、来
週から衛藤防衛庁長官なども沖繩を訪問され知事
と会談する、そういう努力がこれから積み重ねら
れようとしているわけでありますが、そういう対
話を通じてもお知事の協力がどうしても得られ
ない最悪の場合というのも事務当局としては考慮

せざるを得ないわけでもございませぬ、そのよう
な際には、今の総理の頭を整理いただいた上、地方
自治法の規定に従つて主務大臣である総理として
淡々と手続を進めていただく必要があるという趣
旨を話したことはございませぬ。

それから、読売の記事ということでもございま
すが、このとおりに発言したというふうには思
っておりませぬが、今回の沖繩における少女暴行事件
に関連いたしまして、沖繩県民の怒り、反発とい
うものは非常に大きなものがございますことはよ
く承知しております。これを十分理解し、総理も
おっしゃいますように、戦前、戦中、戦後を通じ
ての沖繩県民の苦勞というものもあわせ理解して
対応しなければならぬということもよく理解し
ておりますが、他方、対米関係というものも重要
であるということでもあります。

そういうことで、大幅な基地の整理縮小を行う
というふうなことで、これは大変困難なことである
と認識いたしておりますが、これを現在の段階で
対米要求するというふうなことは理性的なものと
は言えないと思ひます。

また、沖繩県民も、それを聞くことによつて一
時期期待を膨らませることはなりましたが、結果
としては裏切られるということになるのではない
でしょうか。大田知事が今回の拒否の理由の中に
挙げられております過去の基地行政に対する批判
というものもまさにこういうことにあるわけであ
りまして、適当とは思われぬという趣旨は申し
上げております。

以上でよろしゅうございませぬか。
○松本(善)委員 記者懇でやりましたか、そのこ
とだけ聞きたい。それは記者懇の発言ですか。
○宝珠山政府委員 最後の部分は、全く同じでは
ございませぬが、官邸においてもこの趣旨のこと
を申し上げたと記憶しております。
○松本(善)委員 否定をした部分もあるが、大筋
認めたとも言えます。
沖繩に関する今行われている議論は感情論だ、
理性的な議論は米国のことを考えた議論だ、これ

は国会で行われている議論に対する批判、国会に
対する挑戦であります。それから総理大臣につ
いての批判は、先ほど官房長官が、内閣の方針と違
うことをやるという、極めて遺憾だというふう
に言われました。そのとおりですが、総理大臣につ
いての発言も、大新聞が頭が悪いというふう
に受け取るような発言をするのであれば、私が投票した
総理大臣ではありませんけれども、国会で選任さ
れた行政の長であります、極めて不徳当。

任命権者である防衛庁長官にお聞きしたいので
ありますが、事実を確かめるといふことでもありま
すけれども、記者懇でしゃべった、記者に直接
しゃべったことが報道された、事実無根のことが
報道されていると私は思いません。調査の上、事
実であるならば私は直ちに罷免すべきだ、厳しい
処断をすべきであるというふうに考えますが、防
衛庁長官の御答弁をいただきたい。

○衛藤國務大臣 たいま珠山施設庁長官が答
弁いたしましたとおり、総理の頭を整理してい
た上で地方自治法の規定に従い云々、こうい
うような発言を記者懇でやったというふうなこ
とであります、今委員御指摘のようなこと等に
つきましても、任命権者である防衛庁長官とい
たしまして、この事実を詳細に調査した上で厳正に
対処いたします。

○松本委員 宮内庁に伺いますが、先ほどの
御報告では、憲法の条文にも触れて答弁をされま
したので、憲法違反だということは認めて答弁さ
れたと思いますが、一言その点を直接お答えい
たきたいと思います。

○鎌倉政府委員 憲法によりまして、皇室の財産
の譲り受け、賜与につきましては国会の決議が要
るということになっております。そして、そのす
べてではございませんで、皇室経済法あるいは皇
室経済法の施行法によりましてその限度額が決
まっております。その額を超えたということが今
回の事案でございます。

○松本委員 もう一つ聞きたいのは、調査で
あります、アエラによりまして、テープカット

に皇族が出席した場合、「年輩の宮様なら六十
万」といわれ、「格下」の宮様を招いたところ、十
万二十万ほど安く済んだ」ということが報道
されておりますし、同じようなことが他誌でも報
道されております。

また、謝礼ということでは、毎年行われており
ます日本顕彰会、日本吟剣詩舞振興会などの總會
に皇族が出席していることなどの話も聞いており
ます。この会は笹川良一氏の関係者が役員をして
おります。宮内庁の調査は、こういうところまで
調査をした結果先ほどのような調査報告でありま
すか、その点を聞きたいと思えます。

○鎌倉政府委員 先ほど御報告をいたしました
は、いわゆる宮内と云われるものについてござ
います。そのほかの点につきましては、先生ただ
いまおっしゃいましたようなことについては、具
体的な金銭その他のことについては私どもは承知
をいたしております。ただ、いわゆる記念品代
あるいは実費償的なものがあるのではないかと
いうふうに思いますが、そういう実態については
把握をしておらないことでございます。

○松本委員 官房長官に伺います。
これは憲法八条に基づくものでありまして、憲
法八条違反は明白であると思えます。皇族が憲法
に違反する行為をしたことについて、官房長官、
内閣はどのように受けとめているかということ。
それから、これは宮内庁の先ほどの御報告によ
りまして二十四年前からなんです。これを全
く知らなかったということが一体許されるのか。
私は知らなかったでは済まないと思えます。憲法
を守らせる義務がある、それについては最終的に
は内閣にあります。その責任をどのようにとるの
か、その責任をどう考えておられるか。二点につ
いて官房長官の御意見を、御答弁をいただきた
い。

○野坂國務大臣 お答えをいたします。
御指摘の委員の授受は、今も宮内庁から御答弁
がございましたように、憲法八条の規定によ
って必要とされる国会の決議を経ないで譲り受けら
れたものであることは事実であり、遺憾に思っ
ております。さらに、その委員の内容については詳
しくお話を承っておりますし調査をいたしました
が、非常に長くなりますので概要を申し上げたい
と思っております。

皇族方の御行動につきまして十分に補佐できな
かったことにつきましては、私自身まことに遺憾
に思っております。今回の件については先ほど宮
内庁から御説明があったところでありまして、今
後二度とこのようなことがないように、過去をさ
かのぼっても調査したわけでありまして、宮内
庁について、私の方から強く指示を申し上げま
した。

ところで、先生がおっしゃっておる責任のとり
方についてでございますが、まことに遺憾であ
り、残念であり、申しわけないと思っております
けれども、今後宮内庁の御行動につきましては、
宮内庁において十分、何といえますか、御行動に
対して知られない部分もあると思っております。
十分御注意をされるようにということをお願いし
ております。責任は重大なものだと受けとめてお
るところでございます。

○松本委員 官房長官にもう一つ伺います。
坂本弁護士一家三人が残忍な狂気の犠牲になり
まして、まことに痛ましいことでございます。坂
本弁護士の御母堂さちよさんは、気持ちの平穩を
取り戻すために、三人のお骨を守りながら、詩を
書いたりして過ごしておられる。察するに余りあ
ります。

二十二日には日本弁護士連合会、横浜弁護士会
の合同葬儀が行われます。それを前にしまして、
「坂本弁護士一家を救う弁護士会」というのが
あるのですけれども、その会報に坂本弁護士夫人
の都子さんの父君大山友之さんの文章が載って
おりました。

それは、胸の奥で抱いていた幾つかの疑問があ
る。その中には、なぜこれが失踪事件として扱わ
れたのか、それから、なぜ六年もの歳月を必要と
したのか、この疑問が解明されることを強く期待

するということを行い、あとはそのまま文章を読
みますが、「真実を知ることが娘たち」都子さん
で、「娘たちの回向」、回向というのは仏教上の
言葉で供養と同じだと思います、同趣旨と思いま
す、「回向になり、六年間も花も線香も手向ける
ことの出来なかつた心の傷を少しでも癒せたい
と思えます。また、再びこの種の犯罪を起させない
ことにつながる、固く信じています。」

全く気持ちがよくわかります。私は行政の、こ
こでいわゆる初動捜査の問題を議論するつもりは
さらさらないのですけれども、行政の責任者とし
て本来なら総理大臣に聞きたいところですが、
も、官房長官に、一体この気持ちにどうこたえ
るのか。私は、やはり申しわけなかつたというこ
とを一言言ふべきではないかと思えますが、官房長
官の御答弁を伺いたいと思えます。

○野坂國務大臣 お答えいたします。
松本議員のお気持ちと私の気持ちは、主義主張
は違いますが、全く一緒であります。申しわけな
いと思っておりますが、オウム真理教にかかわる
一連の犯罪は非常に卑劣な事件である、断じて許
すことのできないものである、これが日本国民の
声であろうと思っております。

御質問の坂本弁護士一家の事件につきまして
は、発生直後から何らかの犯罪に巻き込まれたと
いう可能性が高いという判断をいたしまして、鋭
意捜査を進め、発生以来五年余にわたりました。
お話のとおりであります。そして、五年後に解決
を見たところでありますが、おっしゃるよう
に、御遺族の方々から見ればまことに長い年月であ
り、その心情を察する際には、非常に残念であ
り無念であったということを当然私も考えら
れる問題であります。

さきの予算委員会において国家公安委員長から
も答弁をされましたが、警察としては事件発生以
来所要の捜査体制をとってまいりました。一步一
歩捜査を前進させて、ようやくにして五年間で検
挙に至つたものである。いずれにいたしましても、
捜査機関においてはオウム真理教にかかわる

事件の徹底究明、解明と逃走被疑者の早期検挙に全力を尽くさなければならぬと考えておりますし、決意をしております。本日に長い間、おっしゃる通りに、家族の心情を思うときに涙しいものではないだろう、こういうふうにしてあります。

○松本(善)委員 給与法に関して寒冷地手当の問題を聞きます。

寒冷地手当の見直し問題は、国家公務員だけの問題ではなくて、地方公務員、教員、公務員に準拠した農協職員、民間労働者、生活保護に至る広範な影響を与えるもの、我が国の六〇%に及ぶ地域に支給をされておりますが、この削減は地域経済に大きな打撃を与えますし、個人消費をますます冷え込ませるといふ不況対策にも逆行することになります。これは人事院が昨年末以来この見直しを打ち出して、北海道、東北初め多くの国民や労働組合の反対で今回は削減を断念しましたが、人事院勧告ではその「水準及び支給方法を見直す」とされ、今後検討するとなっている。そして人事院総裁は、寒冷地手当の支給地と非支給地との間で以前ほど大きな差が見出しにくくなっているといふことを答弁しましたが、寒冷地手当はこれまで昭和二十四年から昭和六十三年までに九回改定されましたが、人事院総裁の答弁のように寒冷手当支給地と非支給地との生計費の格差を根拠にしたことは一度もありませんでした。これまでの寒冷地手当の支給根拠を定めるものであり、制度の根幹にかかわる問題ではないか、これが一つ。

それはなぜかと申しますと、生活水準の向上に伴いまして生活様式の変化がございます。寒冷積雪によって増高する生計費につきましては、寒冷地手当の支給地と非支給地、この間で全然差がないとは申しませんが、現在支給されております手当ほど大きな差は見出せない状況でございます。これは、例えば寒冷生計増高費につきまして、総務庁の家計調査を初めいたしまして、各種資料に基づいて幅広い検討を行っており、その中で寒冷地の生活実態も十分に考慮に入れて検討を行っているところでございます。また、寒冷地手当を支給されている公務員の割合と申しますのは全公務員の大体四分の一でございます。結局、七五%という公務員が支給されていないという給与配分上の均衡の問題もこれはございます。そういう状況を踏まえまして、寒冷地手当につきましては、官民の支給状態、これも考慮しなければいけません。その水準や支給方法を見直す旨、今年度の人事院勧告の報告で言及をしたところでございまして、民間企業における類似手当、いろいろあると思いますが、その支給状況に関する調査を進めているところでございます。

それから、実際に生活は、寒冷地の生計費が突然減ったわけでもありません。暖房費が大幅に減ったわけでもありません。これが減らされれば生活が下がることは間違いないですね。この生活の困難性というのは詳しく言うまでもありません。人事院総裁も寒冷地の出身でありますから御存じのとおりだと思います。これは、寒冷地が非常に生活が難しいから、よい職員を誘致するという趣旨も含めて立法されたものであります。これを、そういうことも考えてやるべきではない、

○松本(善)委員 それでは到底寒冷地の公務員の皆さんは納得しないと思います。時間が来ましたので終わりたいのですが、最後に総務庁長官に一回だけ聞かせていただきたいと

撤回すべきであると思っております。人事院総裁の御答弁をいただきたいと思っております。

○松本(善)委員 委員からその問題につきましてたびたび御質問をいただいております。ところでございますが、御承知のとおり、寒冷地手当と申しますのが、時日の経過に伴いまして、制度の趣旨とそれから実態とがたまたまちよと乖離をいたしてきておる。

前にこの委員会で私は官官接待の問題で江藤長官にお聞きしまして、江藤長官は、これはやってはならぬことだ、こういうふうにならぬことだ、けれども、私は、会計検査院が農水省の接待を受けるといふのは本当に異常事態だと思っております。これは、このまま放置をするわけに絶対いけません。今までの政府の答弁では、十六年前の官房長官の申し合わせ、これを通知している、八年前の官庁綱紀の肅正についての閣議決定、これらを守るように期待をされている、確信する、こういうふうにならぬことだ、これが現実なんですよ。そして、会計検査院まで農水省の接待だ。それは中央省庁同士のものを守れば済まないと思っております。長官は、行政改革をおはれはやる男だと言っておられるのであります。これは、行政改革の初歩的な第一歩であります。断行すべきだ。新しい、新しい、官官接待をやめるといふことについての措置をとるべきだと思っております。一言答弁をいただきたいと思っております。

○江藤國務大臣 優秀な公務員が官官接待等で世の批判を浴びることは恥ずかしいことだと私は思っております。しかし、全部の公務員がそうではないと私は信じておるのであります。

私ごとで恐縮ですが、さる国立病院に私は入院をいたしました。二十四時間体制で看病を受けまして、そして退院するとき薬子折りを届けましたら返されました。私も国立病院でございます。受けることはできません、いかなる謝礼もいじやありませんかと、いえ、お菓子といえども受け取ることできません。これは、東京都内にある国立病院であります。

私は、公務員がそれぐらいの認識と誇りを持っておったならば、このようないわゆる恥ずべき行為はなかつたものと思っております。しかし、今回八月十五日に、改めて閣議においてこれはそのように決まったわけでありまして、ちゃんとそういう申し合わせができたわけでありまして、これは厳重に守る。守らない者があつたらば、それは公務員として不適格だと言わざるを得ませんから、それぞれの任命権者において厳正に処置されることを期待するものであります。

○松本(善)委員 終わります。

○大木委員 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○大木委員 くれより討論に入ります。

○松本(善)委員 松本善明君。

○松本(善)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になっております一般職員給与の一部改正案に賛成、特別職員給与の一部改正案及び防衛庁職員給与の一部改正案に反対の討論を行います。

一般職員給与の一部改正案は、人勤史上最低の〇・九%という超低率ペア勧告をそのまま実施しようとするもので、その水準は極めて不満であります。しかし、不十分ではあります。内容的には改善措置でありますので、賛成をいたします。

次に、特別職員給与の一部改正案についてであります。

本案の対象者は、総理大臣を初め国務大臣、内閣法制局長官など、ほとんどが行政の特別の地位を有する者であります。その引き上げ額は、内閣総理大臣が現行の月額二億二千三百万四千円を二百二十五万四千円に二万円引き上げ、国務大臣は百六十三万四千円を百六十四万五千円に一万五千円、それぞれ引き上げるものであります。引き上げ率がたとえ一般職と同率とはいえず、現在でも高額な水準にある給与を一層引き上げようとするものであります。こうした高額給与者の引き上げは、これまでになく深刻な不況で苦しむ国民の理解を得られないことを厳しく指摘をいたします。

最後に、防衛庁職員給与法の一部改正案であります。

村山内閣は、来年度予算の概算要求基準に見られるように、軍縮を言うのですけれども実際には軍拡を進めています。また、日米安保条約の堅持を表明し、安保再定義で日米共同作戦を全地球的規模へ拡大していこうとするクリントン政権の世界戦略に全面的に協力をしております。このような日米軍事同盟の現状、憲法違反の自衛隊が対米従属の軍隊として危険な役割を増大していることを考えますと、自衛官及び防衛庁職員の給与引き上げを容認することはできないということを申し上げて、討論を終わります。

○大木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大木委員長 これより採決に入ります。
まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大木委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一

任願したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十分散会

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 平成七年十月十九日

平成七年十月二十六日印刷

平成七年十月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E